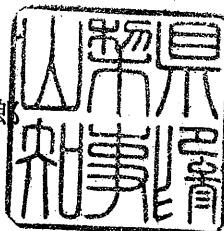


市第589号
令和2年5月13日



山梨県個人情報保護審議会長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について（諮問）

このことについて、知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第6条第1項及び第12条第1項の規定により、貴審議会に諮問し、意見を求める。

1 諒問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について

（評価書名「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務（全項目評価書）」）

2 理由

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務については、特定個人情報ファイルを保有することから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成27年度に特定個人情報保護評価を実施しました。

知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条第1項の規定により、5年毎の再評価を実施する必要があることから、貴審議会の意見を求めるものです。

添付資料

・住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）